

議会運営委員会

日時 令和4年8月24日（水）午後1時30分～
場所 全員協議会室

1 議会基本条例の検証及び見直しについて【別紙No.1～4】

(1) 課題の検討

- ・ 前回会派持ち帰り分 4件

第16条 委員会のオンライン開催について 【別紙No.3】 P3

第19条 議員研修の充実について P4

第20条 議会の法務機能強化について P5

第22条 議員定数について P6

- ・ 前々回の課題 1件

第9条 反問権について P1

(2) 検証の実施

- ・ 第7章 議員の政治倫理及び待遇等（(第21条)－第24条）

- ・ 第8章 最高規範性及び検証等（第25条・第26条）

- ・ 第1章 総則（第1条・第2条）

- ・ 第2章 議会及び議員の活動原則（第3条－第6条）

2 その他

(1) 次回の議会運営委員会等の日程

9月 5日（月）14：00～ 議運事前調整（正副議長・正副委員長）

6日（火）本会議終了後 議会運営委員会・幹事会

(2) 次回の議会基本条例の検証及び見直しの日程

令和4年度 議会基本条例の検証及び見直し 評価・課題の検討

<条文>

第7章 議員の政治倫理及び待遇等

(議員報酬)

第23条 議員は、議員報酬が市民の負託を受けた議員の職務遂行に対し支給されるものであることを自覚しなければならない。

2 議員報酬は、別に条例で定める。

○具体的方策・取組状況等

- ・ 議員報酬の検討 (H26) → 現行維持
- ・ 実費相当分に係る費用弁償の復活 (H28)
- ・ 期末手当の減額 (R2)

○各会派の検討結果

《評価》 4会派「A」

《意見》

- ・ 議員報酬は、報酬審議会に諮った上で金額変更を行うべきである。(緑風会)

◎今回の検討事項

- ・ 《意見》に対する検討
- ・ 議会運営委員会としての評価決定
 A達成 B一部達成 C未達成 対象外
- ・ 今後の方向性 ※B・C評価の場合
 継続して取り組む 新たな取組を検討 条項を改正する その他

<参考>

○議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(抜粋)

(議員報酬)

第1条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。

議長 月額 560,000円

副議長 月額 490,000円

議員 月額 440,000円

○府内の議員報酬の状況

	議 長	副議長	議 員	適用年月
京 都 市	1,120,000 円	1,030,000 円	960,000 円	H8.7
福知山市	495,000 円	440,000 円	410,000 円	H15.1
舞 鶴 市	570,000 円	480,000 円	440,000 円	H8.6
綾 部 市	450,000 円	400,000 円	365,000 円	H23.4
宇 治 市	635,000 円	585,000 円	535,000 円	H15.12
宮 津 市	430,000 円	370,000 円	350,000 円	H9.1
城 陽 市	560,000 円	495,000 円	445,000 円	H18.4
長岡京市	520,000 円	490,000 円	450,000 円	H10.4
向 日 市	475,000 円	440,000 円	400,000 円	H4.10
八 幡 市	550,000 円	500,000 円	470,000 円	H9.4
京田辺市	515,000 円	430,000 円	400,000 円	H31.4
京丹後市	430,000 円	380,000 円	360,000 円	R2.4
南 丹 市	470,000 円	415,000 円	380,000 円	H18.1
木津川市	470,000 円	380,000 円	350,000 円	R2.4
亀 岡 市	560,000 円	490,000 円	440,000 円	H18.7

令和4年度 議会基本条例の検証及び見直し 評価・課題の検討

<条文>

第8章 最高規範性及び検証等
(最高規範性)

第25条 この条例は、議会における最高規範である。

○各会派の検討結果

《評価》 新清流会 対象外 緑風会A 共産党議員団A 公明党議員団A

◎今回の検討事項

- ・《評価》に対する検討
- ・議会運営委員会としての評価決定
A達成 対象外

<条文>

第1章 総則
(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員に係る基本事項を定め、市民の信頼に応える責任ある活動により亀岡のまちづくりを推進し、市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

○各会派の検討結果

《評価》 新清流会 対象外 緑風会A 共産党議員団A 公明党議員団A

◎今回の検討事項

- ・《評価》に対する検討
- ・議会運営委員会としての評価決定
A達成 対象外

令和4年度 議会基本条例の検証及び見直し 評価・課題の検討

<条文>

第1章 総則

(議会の役割)

第2条

2 議会は、行政活動の監視及び政策の立案を行う。

○各会派の検討結果

《評価》 新清流会A 緑風会B 共産党議員団A 公明党議員団A

《意見》

- ・議会への報告、連絡、相談がなっていない。常任委員会での報告が不十分であるため、市民に説明ができない。議員の監視機能が弱体化している。(緑風会)

◎今回の検討事項

- ・《評価》《意見》に対する検討
- ・議会運営委員会としての評価決定
A達成 B一部達成 C未達成 対象外
- ・今後の方向性 ※B・C評価の場合
継続して取り組む 新たな取組を検討 条項を改正する その他

令和4年度 議会基本条例の検証及び見直し 評価・課題の検討

<条文>

第2章 議会及び議員の活動原則

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。

- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。

○各会派の検討結果

《評価》 4会派「A」

《意見》

- ・各常任委員会で幅広い市民の声を傾聴するよう努力をすること。常任委員会等の活動をする上で、緊張感と責任ある行動をすること。(緑風会)

◎今回の検討事項

- ・《意見》に対する検討
- ・議会運営委員会としての評価決定
 A達成 B一部達成 C未達成 対象外
- ・今後の方向性 ※B・C評価の場合
 継続して取り組む 新たな取組を検討 条項を改正する その他

令和4年度 議会基本条例の検証及び見直し 評価・課題の検討

<条文>

第2章 議会及び議員の活動原則

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

※参照【運用基準2】会派の果たすべき役割

○具体的方策・取組状況等

- ・会派の果たすべき役割を明確化
- ・幹事長（会派代表者）討論の開催（R3）

○各会派の検討結果

《評価》 新清流会A 緑風会B 共産党議員団A 公明党議員団A

《意見》

- ・各市の現状を鑑み、今後人数の検討をすべき。社会が多様化している中で、幅広い考え方をもちた会派を編成することで、市民福祉の増進につなげられるのではないかと。会派結成は3名→2名でできるように変更してはどうか。
- ・幹事長（会派代表者）討論は、一般質問になっていた。討論が必要。（緑風会）

◎今回の検討事項

- ・《評価》《意見》に対する検討
- ・議会運営委員会としての評価決定
A達成 B一部達成 C未達成 対象外
- ・今後の方向性 ※B・C評価の場合
継続して取り組む 新たな取組を検討 条項を改正する その他

<参考>

○会派結成における人数要件の状況（府内15市）

- ・3人以上で結成（舞鶴市・亀岡市）
- ・2人以上で結成（上記を除く13市）

令和4年度 議会基本条例の検証及び見直し 評価・課題の検討

<条文>

第2章 議会及び議員の活動原則

(災害時の対応)

第6条 議会及び議員は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その果たすべき役割を十分に認識し、迅速かつ的確に行動するとともに、市民生活の維持及び安定に努めるものとする。

2 議会及び議員の災害時の対応について必要な事項は、別に定める。

※参照【運用基準3】災害時の対応

○具体的方策・取組状況等

- ・ 亀岡市議会災害対応マニュアルの策定
- ・ フロー図作成 (R1)
- ・ 議会の災害時の対応を、基本条例に明確に位置付け (R3)

○各会派の検討結果

《評価》 新清流会A 緑風会A 共産党議員団A 公明党議員団B

《意見》

- ・ 今後、タブレット端末を生かした災害報告の拡充・充実。(公明党議員団)

◎今回の検討事項

- ・ 《評価》《意見》に対する検討
- ・ 議会運営委員会としての評価決定
 A達成 B一部達成 C未達成 対象外
- ・ 今後の方向性 ※B・C評価の場合
 継続して取り組む 新たな取組を検討 条項を改正する その他

<参考>

○亀岡市議会基本条例運用基準（抜粋）

3 災害時の対応

亀岡市内において、災害が発生した場合、下記のとおり対応する。

亀岡市議会災害対応マニュアル

災害発生

【議会事務局】

○議会事務局長は亀岡市内において災害が発生し、市災害対策本部が設置された場合は直ちに登庁する。

○議会事務局長が登庁し、市災害対策本部の情報を得た場合は、必要に応じて正副議長に連絡し、登庁を依頼する。

安否確認・連絡体制の確立

【議会事務局】

○議会事務局は、自宅電話、携帯電話、ファックス、携帯電話、メール等により、議員の安否を確認し、議長に報告する。

【議員】

○議員は議会事務局から安否確認の連絡がない場合、速やかに安否を事務局へ連絡する。また事務局との連絡がとれるよう常に所在を明確にしておく。

情報収集・情報提供

【議会事務局】

○議会事務局は市災害対策本部から情報を収集する。収集した情報を議長の指示のもと、議員に提供する。

【議員】

○議員は、議長から登庁の指示がない限り、次のことを行う。

- ① 地域の救助活動等に協力する。
- ② 地域において被災者に対する相談及び助言等を行う。
- ③ 被害状況及び避難場所の調査を行い、必要に応じて議会事務局を通して議長に報告する。

【議長】

○議長は、議員から得た情報を必要に応じて市災害対策本部へ伝達する。

亀岡市議会災害対策本部設置

【議長】

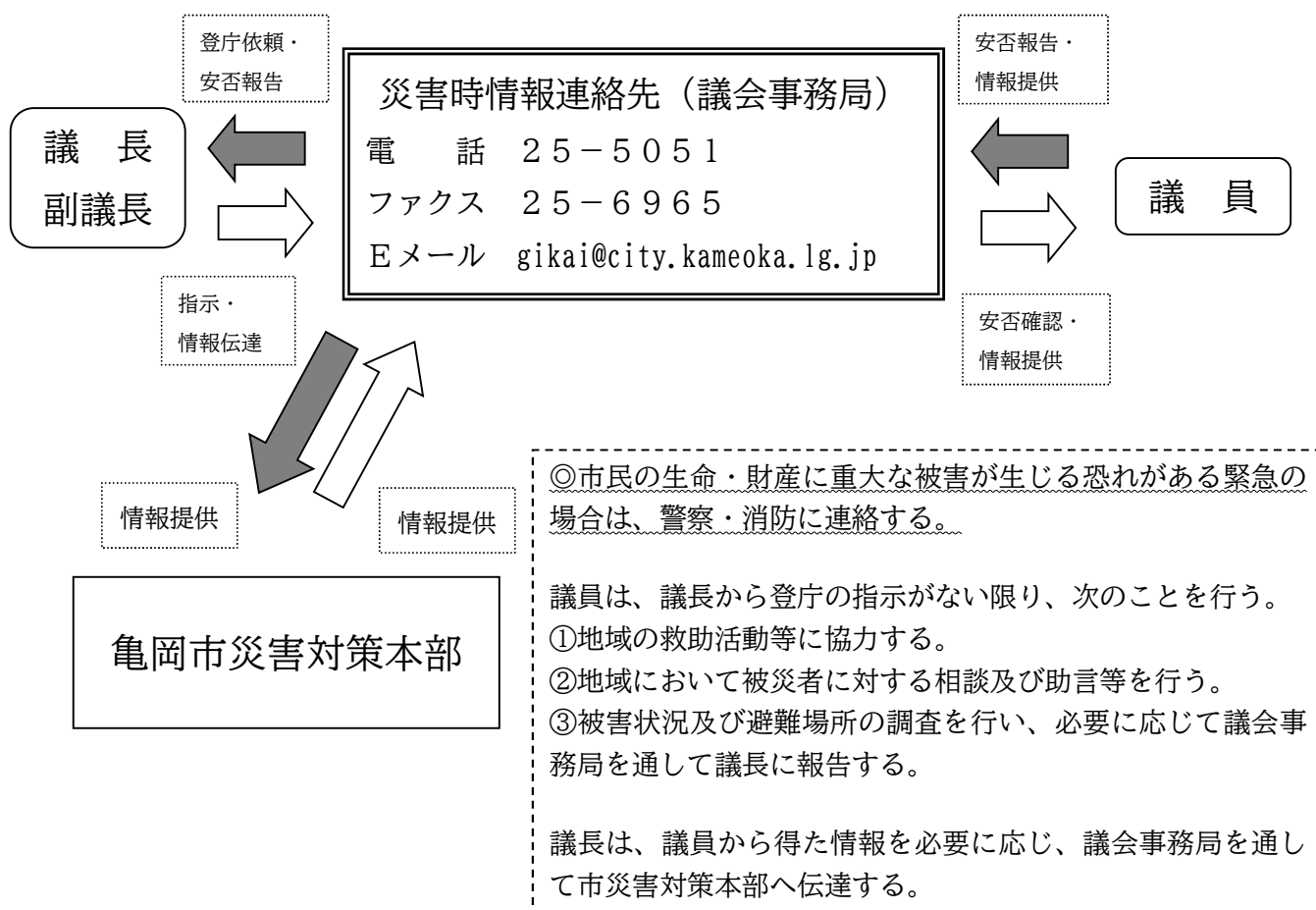
○議長は、被害の状況により、議会对応の必要性がある時は「亀岡市議会災害対策本部」を設置することができる。

【議員】

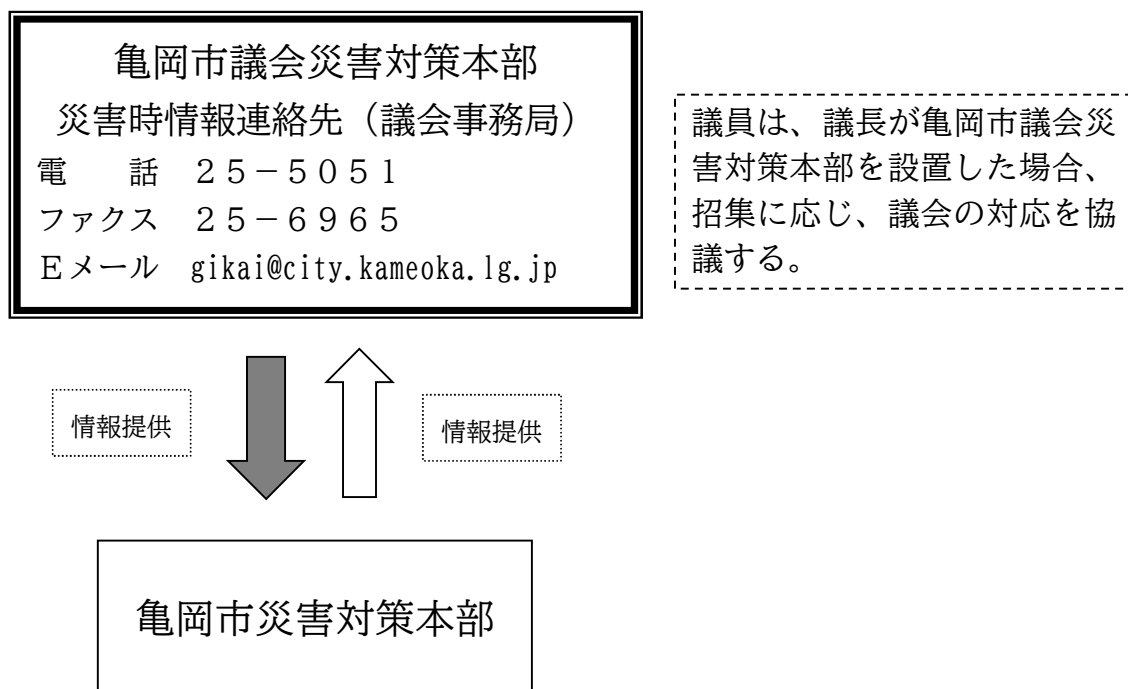
○議員は、議長が亀岡市議会災害対策本部を設置した場合、招集に応じ、議会の対応を協議する。

○亀岡市議会災害対応マニュアルフロー図【別紙No.2】

【市議会災害対応マニュアル フロー図①（災害発生～情報提供）】



【亀岡市議会災害対応マニュアル フロー図②（災害対策本部設置時）】



令和4年度 議会基本条例の検証及び見直し 課題の検討

<条文>

第4章 議会と市長等の関係

(議員と市長等の関係)

第9条 議会審議における議員と市長等は、次の各号に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなくてはならない。

(2) 本会議及び委員会に出席した市長等及びその他の職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問又は質疑に対して反問を行うことができる。

※参照【運用基準7】反問

○具体的方策・取組状況等

・反問権の拡大（制限の撤廃）により、目的・手続きを明確化

◎前回の決定

《議会運営委員会の評価》 A（達成） / 継続して取り組む / 条文の修正なし

《決定事項》

・ただし、これまでの経過を踏まえた上で、反問の内容と議長や委員長の議事進行について整理する。

◎今回の検討事項

・反問権について整理し確認すること。

《参考》

○亀岡市議会基本条例運用基準（抜粋）

7 反問

条例第9条第2項の規定による反問を行える者は、本会議及び委員会への出席説明の者であり、議員の質問又は質疑に対して、議論を深めることを目的に、議員の考え方や対案の提示等を求めることができる。

反問を行おうとする者は、議長又は委員長に反問である旨を発言し行う。本会議の一般質問における反問に答えるための議員の発言は、議員の質問時間として算入しない。質問回数としてもカウントしない。

○理事者反問権の拡大（平成23年7月25日 議会改革推進特別委員会会議録 抜粋）

【別紙No.4】

○反問権拡大にかかる条例改正（下記のとおり） ※全会一致により可決

平成 23 年 9 月 6 日

議第 1 号議案

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市議会基本条例（平成 22 年亀岡市条例第 18 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例

亀岡市議会基本条例（平成 22 年亀岡市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 号中「、その論点を整理するための」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

《提案理由説明（抜粋）》

亀岡市議会では、今年 3 月に議会改革推進特別委員会を設置し、議会運営に関するさまざまな課題を検討しています。本議案はその検討項目の一つとなったものです。

議会基本条例では、本会議等で理事者が反問を行える旨を規定しています。しかし、反問の範囲は論点を整理するために行うものに限ることとしています。本議案はこの制限を撤廃し、理事者が自由な反問として議員の考え方や対案の提示等を求めることができるようにしようとするものです。

議会は、議員の議案に対する質疑や一般質問において、その内容をより深め、市政の課題を明確にするとともに議論を活発化し、市民にわかりやすいものとしていかなければなりません。この観点から、特別委員会では反問の範囲を拡大する方向で議論を重ねてきました。

理事者からの反問の範囲が拡大することで、議員にとっては今まで以上に慎重な準備や、議案に対する十分な理解が求められることとなります。議員が行う質疑、質問の本来的な役割もしっかりと認識した上で反問の範囲を拡大し、議会での議論の充実が市民福祉の向上に資する施策を生み出す土壌となることを期待し、本議案を提案するものであります。

令和4年度 議会基本条例の検証及び見直し 課題の検討

<条文>

第6章 議会の運営 (委員会の活動)

第16条 委員会は、その特性を活かし、専門的及び具体的な議論により、議案等の審査及び所管事項に関する事務の調査を行わなければならない。

○具体的方策・取組状況等

- ・ 常任委員会の月例開催
- ・ 監査委員の常任委員就任

◎前回の決定

《議会運営委員会の評価》 B (一部達成) / 新たな取組を検討 / 条文の修正なし

《決定事項》

- ・ 12月議会での委員会条例等の改正に向けて、委員会のオンライン参加について全国市議会議長会の意向を確認し、福知山市議会が規定した育児や介護等の要件も含めて、各会派に持ち帰り協議いただく。

◎今回の検討事項

- ・ 各会派で取りまとめた意見を報告いただいた上で、委員会条例等に規定する委員会のオンライン参加の要件を決定すること。

《参考》

○オンライン会議開催のための条例改正検討について

令和4年度 議会基本条例の検証及び見直し 課題の検討

<条文>

第6章 議会の運営 (議員研修の充実)

第19条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

※参照【運用基準17】議員研修

○具体的方策・取組状況等

- ・ 議員団の主催により行う。加えて府市町村振興協会等が主催する各種研修会へ積極的に参加
- ・ 議員の紹介又は提案等により講師を招へい
- ・ 全国都市問題会議参加の見直し (R3)

◎前回の決定

《議会運営委員会の評価》 B (一部達成) / 新たな取組を検討 / 条文の修正なし

《決定事項》

- ・ 議員研修の充実や在り方として、どのような形がよいのかとの観点から、全国市議会議長会研究フォーラムへの参加について、議員団研修会の充実について、政務活動費における研修についての3点について、各会派に持ち帰り検討する。

◎今回の検討事項

- ・ 各会派で取りまとめた意見を報告いただいた上で、議員研修の充実や在り方として、下記について決定すること。
 - 全国市議会議長会研究フォーラムへの参加について
 - 議員団研修会の充実について
 - 政務活動費における研修について

令和4年度 議会基本条例の検証及び見直し 課題の検討

<条文>

第6章 議会の運営 (議会事務局)

第20条 議会は、議会の政策形成機能を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

◎前回の決定

《議会運営委員会の評価》 A (達成) / 継続して取り組む / 条文の修正なし

《決定事項》

- ・ただし、議会としての法務関係等の機能強化やさらに充実していくための意見を会派で取りまとめる。

◎今回の検討事項

- ・各会派で取りまとめた意見を報告いただいた上で、議会としての法務関係の機能強化やさらなる充実について検討すること。

令和4年度 議会基本条例の検証及び見直し 課題の検討

<条文>

第7章 議員の政治倫理及び待遇等
(議員定数)

第22条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮するものとする。

2 議員定数は、別に条例で定める。

○具体的方策・取組状況等

- ・議員定数の検討 (H26) → 定数2人削減

◎前回の決定

《議会運営委員会の評価》 A (達成) / 継続して取り組む / 条文の修正なし

《決定事項》

- ・ただし、議員定数について、今期には議員定数の改正はできないが、来期に向けて今後亀岡市議会としてどのようにしていくのかが非常に重要であり、議員の立場や市民感情の問題もあるので、会派に持ち帰り検討いただく。

◎今回の検討事項

- ・各会派で取りまとめた意見を報告いただいた上で、来期に向けて今後亀岡市議会としてどのようにしていくのかについて検討すること。

<参考>

○亀岡市議会議員定数条例

「亀岡市議会議員の定数は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定により24人とする。」

※平成23年改正前の地方自治法では、人口区分に応じて上限数を法定し、その範囲内で条例で定数を定めることとされていたが、地方の自主性や自律性の拡大の要請が高まる中、議会制度の自由度を高める見地から、法定上限制度が廃止された。条例で定めるに当たっては、地域の実情に照らし決定することが求められる。

○亀岡市議会の議員定数について

平成15年～ 30人 → 28人

平成19年～ 28人 → 26人 (議員定数検討特別委員会)

平成23年～ 変更なし 26人 (議会活性化推進委員会等)

平成27年～ 26人 → 24人 (議会改革推進特別委員会、議会運営委員会)

平成23年7月25日議会改革推進特別委員会 会議録（抜粋）

●理事者反問権の拡大

<井上議員>

議員も反問に対して答えられる知識を持ち質問しなければならない。さらなる緊張感を持たせるため。

<西口委員>

議論の過程で様々な意見が出ることは当然である。議員間でも反問はある。議論するならば反問は本来的に生じるはずである。理事者であっても反問は出来るべきである。議員は反問に答えられる準備が必要である。議会の議論とはそういったものである。反問は議論を高める目的がある。

<馬場委員>

緊張感や議論の質を高めるのはそのとおりである。しかし、市長と議員では体制の違いが大きく、データ等の収集能力に差がある。政策的な議論は当然行うが、体制の違いも率直に認めるべき。実運用では議長の整理が重要である。

<西口委員>

体制の違いは事実として存在する。しかし、それらは議長において一定整理できるものである。反問は議論の焦点である。議論の活性化と議員の資質を高める効果もある。反問を制限すれば市民には一方的な質問を行っている印象を与える。答えることができない反問にはその旨を述べた方がいい。

<堤委員>

根本的なことではあるが、議員に与えられた質疑、質問を行う権利を十分認識すべき。反問の運用次第で議員の質問趣旨がぼやけ、十分な答弁を引き出すことが難しくなる可能性がある。本来的な質疑、質問の権利は守られるべき。議会の権威、議員の本質に関わる問題である。しっかりと検討を。

<藤本委員長>

反問は諸刃の剣と言える部分があり、議員の質問の妨害になる可能性もあるとする意見である。他に意見は。

<中村委員>

質問を行う場合議員が十分勉強することは大切、また、堤委員の意見にも理解できるところである。制限はなくすべきだと思うがもう少し議論を。

<酒井委員>

反問の制限を撤廃することで議員の質問権を妨害する可能性が生じる理由が理解できない。制限ない反問のほうが分かりやすく、議論としても普通のこと。妨害となる具体例は。

<堤委員>

妨害ではない。市長と議員は市民から直接選挙で選ばれており、この使命を果たしていく意思が必要である。これを議員はしっかりと認識しておかなければ、ある種の馴れ合いのような関係になる恐れがある。理事者は執行権と予算権を有しているが、それに対して議員は市民の声をもとに質問する権利を与えられている。制限のない反問は議員の質問の範囲を超え、趣旨が不明確になる可能性がある。慎重に検討したいと申している。

<酒井委員>

反問の範囲は議長により整理される。反問の制限を撤廃することで市民には分かりやすく興味深く聞いてもらえる。可能性があるだけでは反対の根拠として弱い。

<馬場委員>

現市長の議会への姿勢を前提に考えると制限のない反問も問題なく運用できるで

あろう。しかし、過去においては、一般質問に対する反問が行われ質問趣旨がずれていくことも体験している。この点では堤委員の危惧するところは理解できる。

<西口委員>

議長は議事整理権を有している。議長が役割を果たすことで適切に運用できることを理解いただきたい。

<馬場委員>

反問に制限を付すべきではないと考えている。しかし、反問が議会の議論に活かされたのかどうかを検証する体制は整備すべきである。

<眞継委員>

基本的に議論は自由であるべきである。制限は無いほうが望ましい。本来の議論から逸脱するようなケースは誰が見ても明らかであろう。多少混乱はあっても修正は可能。また、本会議、委員会の別は。

<藤本委員長>

本会議、委員会両方である。

<田中副委員長>

為にする反問が過去にはあったとのことである。議員の質問を深めるという原則で行われる限り反問の制限撤廃を。運用は議長の整理となる。自由にやりとりができると考える。

<菱田副議長>

基本条例制定時に反問権について検討し現在の形に整理した。本委員会での議論と同様の議論を行っていた。議論を深める目的で反問権を拡大することには賛成。しかし、理事者側との体制の差を考えると議員には相当の覚悟が必要。議会の活性化のためには必要であろう。

<石野議長>

議会改革度の調査でも反問権は大きな割合を占める。議員も相当の準備をしないとやり込められるような形になることも考えられる。やってみると様々課題がでてくるかもしれないが、まずは実施を。

<藤本委員長>

議論を深めるため反問の制限を撤廃する。ただし、議員の質問権を犯すような反問は議長において整理する。また、運用し問題が生じれば再度検討する。

<西口委員>

議長の整理に委ねているので、運用してみて、問題あれば議運で検討する形で。

<藤本委員長>

採決する。反問権の制限を撤廃するに賛成者の挙手を。

挙手 多数

<堤委員>

採決の結果は認める。反問が基本条例の制定に伴って創設されたことは承知している。反問は時代の変化に伴い、徐々にオープンとなっていく過程で行われたとの各議員の意見は理解している。議員の権威、質問権、質疑権をしっかりと認識した上で議会活動を行いたいと考えている。これらが守られる状態で行われる理事者の反問はやぶさかではない。全面的な反問には賛成できかねる。

<藤本委員長>

反問の制限を撤廃する。混乱した場合は議長において整理する。

<馬場委員>

具体的には基本条例第8条第2号中「、その論点を整理するための」を削ることになる。

<藤本委員長>

基本条例を改正する。

—全員了—